

## 令和8年第4回 定例総会議事録

1 日時 令和8年4月21日(火) 15時00分～16時00分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (18名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、  
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、  
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、  
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、  
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、  
16番：宍戸 啓次 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員  
※欠席：17番：小林 俊之 委員、20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：山田 弘光、事務局長補佐：今野 聡、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和8年第4回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、18名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和8年第3回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。11番：白鳥委員と、12番：高麗委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第14号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第14号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(2件)～

議長 議案第14号の1及び2の現況確認について、まとめて、担当の9番：田中委員ご説明願いま

す。

9番：田中委員 4月16日に申請者とご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、現地には筍、山芋、イチジク、梅、キウイフルーツ、ブルーベリーが栽培されており、収穫物は全て庭先で販売しています。少し作型にめりはりをつけて、畑全体に表情をつけるように、意見・指導をしました。被相続人は、生前、ご家族と一緒に肥培管理され、営農していました。この農地は、現在も適切に肥培管理されており、申請者とご家族より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う確認も取れていますので、納税猶予適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第15号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第15号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第15号の現況確認について、担当の11番：白鳥委員ご説明願います。

11番：白鳥委員 4月16日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には植木が植わっており、柿、椿、モミジ、ヒバ、梅等が植わっていました。被相続人は存命中、家族と協力してしっかりと肥培管理されていました。従いまして、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第16号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第16号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（6件）～

議長 議案第16号の1の現況確認について、担当の6番：海老澤委員ご説明願います。

6番：海老澤委員 3月27日に申請者のご家族立会いの下、現地確認に行いました。場所は案内図のとおりです。現在、現地にはみかん、柿、梅の木が植えてありました。また北側にサヤエンドウが作付されています。この農地は、申請者とご家族で耕作されていて、雑草もなく、現在も適正に肥培管理がされております。申請者はご高齢のため、ご家族と協力して、今後において終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れています。よって、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第16号の2の現況確認について、

担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 4月8日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は、果樹と植木が混在する畑で、果樹は、栗、クルミ、ビワ、ザクロ、ポポー、ベビーキウイ等、植木はフェイジョア、椿、マンサク、ミモザ、モミジ、竹などが植えてありました。現在、植木生産から果樹栽培に替えている最中とのこと。生産された植木や果物は緑化センターで販売しているそうです。この農地は適正に肥培管理されており、申請者も、今後において終生、当該農地の肥培管理をすることの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第16号の3の現況確認について、これも担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 4月11日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は野菜畑で、現在、小松菜、スナップエンドウ、ジャガイモが栽培されていきました。空いている部分は、これから夏野菜の作付準備をするところで、トウモロコシ、夏果菜類、ネギ等を作付していく予定です。生産した野菜はほとんど自宅の庭先販売で直売しているそうです。申請者はご高齢のため、現在は息子様が中心となって営農しています。この農地は大変きれいで、適切に肥培管理されており、申請者も今後において、終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第16号の4の現況確認について、担当は私ですので説明いたします。

10番：石井委員 4月11日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりになります。主に植木生産を営まれ、現在、畑には大小様々、多品種の植木が数多く生産されております。息子様が一緒に仕事をするようになり、以前の大きな植木から新しい植木に植替えをされ、きれいに作付と剪定、根回しがされていきました。ビニールハウスも増設し、ポット栽培なども多く見られ、時代にマッチした肥培管理を行っている様子がよく分かりました。ご自宅の周りは竹林と野菜用の畑もあり、隅々までしっかり管理されております。主に緑化センターと卸業者に販売しています。申請者と息子様が主な労働力で、申請者も第一線で働き、安定した農業経営をされているように見受けられました。将来にわたり、家族でこのまま維持管理していくとのことで、これからも終生、当該農地の肥培管理を行っていく強い意思を確認しました。よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明をしても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。

ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員　～委員挙手～

議長　挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 16 号の 5 の現況確認について、これも担当は私ですので説明いたします。

10 番：石井委員　4 月 11 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、現地には夏野菜の植付け準備中の部分と、ジャガイモ、ネギなどが植えられていました。主に夏はトマト、キュウリ、ナス、ピーマンなどを中心に作付を計画しているそうです。畑の中には 60 m<sup>2</sup>ほどのビニールハウスがあり、中もきれいに整頓されていました。収穫した農作物は自宅の庭先で販売しています。申請者はお一人で耕作されていて、年齢を重ねて体調もすぐれないときもあるようですので、くれぐれも気をつけて作業されるようにお伝えしました。これからも終生、当該農地の肥培管理を行っていく意思も確認をいたしましたので、引き続き農業経営を行っている証明をしても問題ありません。

議長　説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員　～委員挙手～

議長　挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 16 号の 6 の現況確認について、5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員　4 月 13 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。南北道路の東側の畑には、柿、ブルーベリー、キンカン、ルッコラ、ナバナなどが植えられて、おおむね自家消費されているとのことでした。西側の畑は全面にキウイが 24 本植えられて、剪定した枝もきれいに処理されていました。キウイは贈答用として、また、畑近くの事務所で販売しているとのこと。申請者はご家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長　説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員　～委員挙手～

議長　挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 17 号「特定都市農地貸付けの承認について」を議題とします。議案第 17 号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（1 件）～

都市農地の貸借円滑化法に基づいて、農地を所有していない法人が生産緑地を借りて市民農園を開設するものです。この農業委員会の申請の前に、事前に市民農園の開設者と、生産緑地所有者と、市の三者で協定の締結を行っているところです。

議長　議案第 17 号の現況確認について、担当の 19 番：高橋委員ご説明願います。

19 番：高橋委員　3 月 31 日に石井会長、山本職務代理者、宍戸農地部会長、事務局、市民農園開設者、農地所有者の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。本件は、法人が生産緑地を借りて市民農園を開設するための申請であり、申請時には植木が植わ

っていましたが、これから整理して一般向けに 86 区画、子供向けに 2 区画、それから福祉・高齢者向けに 2 区画を新設する予定です。開設時期は、令和 8 年 5 月中旬を予定しています。農地所有者に、年間 40 日以上の見回りを行うこと、市民農園開設者に適切な農地管理を促すこと、周辺住民からの苦情などに対応することを確認しました。また、貸付け協定の内容を市民農園者、市民農園開設者及び農地所有者に確認しました。申請農地に市民農園を開設することについて、妥当であることを現地確認を行った委員の総意として確認しましたので、本件について農業委員会として承認することに問題はないと思います。

議長 説明は終わりました。現地確認に同行された山本職務代理者からもご意見をお願いします。

13 番：山本委員 現地は大変広い農地で、突き当り、奥まったところにあります。現在はまだ植木などが多く植わっている状態でした。当初は子供向け、福祉・高齢者向け区画の予定はありませんでしたが、急遽追加されることになりました。5 月中旬の開設予定ですので見届けていきたいと思います。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、承認することに決定いたします。次に日程 2 の協議に入ります。協議 1 「令和 8 年度ハウストマト立毛共進会に対する特別賞の交付・後援及び審査立会人の選任について」を議題とします。協議 1 について、事務局より説明願います。

事務局 協議 1 「令和 8 年度ハウストマト立毛共進会に対する特別賞の交付・後援及び審査立会人の選任について」説明。

特別賞の交付・後援を認めていただきたい。また審査立会人は 1 番：峯岸委員にお願いしたい。特別賞の交付・後援及び審査立会人について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議 2 「令和 8 年度夏果菜立毛共進会に対する特別賞の交付・後援及び審査立会人の選任について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議 2 「令和 8 年度夏果菜立毛共進会に対する特別賞の交付・後援及び審査立会人の選任について」説明

特別賞の交付・後援を認めていただきたい。また審査立会人は 20 番：江田委員にトマト、4 番：高橋委員にナス、3 番：田中委員にキュウリをお願いしたい。特別賞の交付・後援及び審査立会人について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議 3 「生産緑地のあっせん」

を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議3「生産緑地のあっせん」について説明

農業委員会事務局への照会期限 令和8年5月8日（金）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はありませんか。ご質問・ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告2の現況確認について、担当の14番：原嶋委員よりご報告願います。

14番：原嶋委員 3月16日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、自宅建替えの作業が行われており、ほぼ更地の状況でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告3の現況確認について、担当の16番：穴戸委員よりご報告願います。

16番：穴戸委員 3月31日に現地確認を行いました。場所は案内図の通りです。現在は空き家で、これから解体作業を始めるというような段階でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問等なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数2件 3筆 農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程4の事務報告に入ります。

各部長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：なし

●経営部会：なし

●四季コン：総会後に四季コン実行委員で一次審査を行います。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程5の事務報告に入ります。事務報告1「令和8年度の三鷹市の主な農業施策について」事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「令和8年度の三鷹市の主な農業施策について」説明

議長 事務報告1の説明が終わりました。事務局説明について、ご質問はございませんか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「台風22号・23号農業被害義援金募集結果について」事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「台風22号・23号農業被害義援金募集結果について」説明

議長 事務報告2の説明が終わりました。事務局説明について、ご質問はございませんか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告3「生産緑地のあっせん結果について」事務局から説明願います。

事務局 事務報告3「生産緑地のあっせん結果について」説明。

令和8年第3回定例総会にて協議した生産緑地地区指定番号373号については、期限の令和8年4月8日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 事務報告3の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第4回の定例総会を終了いたします。